

長 建 協 発 第 1 5 7 号
平成 2 6 年 6 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

障害者雇用納付金制度の改正に係る周知への協力をお願い

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、標記について、全建を通じ厚生労働省職業安定局長と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長の連名により、別添のとおり協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

今回の改正の要点は、

- ① 納付金制度の適用対象範囲を常時雇用する労働者数が100人を超え200人以下の中小企業に拡大されること。施行は平成27年4月1日であること。
- ② 平成28年4月から、前年度(平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、
 - ・ 障害者雇用納付金の申告が必要となること。
 - ・ 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があること。
 - ・ 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができること。

となっております。

また、今後、新たに対象となる企業に対しては、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構の都道府県の高齢・障害者雇用支援センターから説明が順次行われることとなっておりますことを申し添えます。